

今後の社会資本整備の方向性について

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 おかだ なほみ
岡田 奈穂美

1. はじめに

社会資本整備重点計画は、「社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）」に基づき、社会資本整備を重点的かつ効率的に推進するために策定する計画であり、中長期的な社会資本整備の方向性や計画期間内の重点目標等を示している。

現在、社会資本整備審議会計画部会及び交通政策審議会交通体系分科会計画部会（以下、いずれも「計画部会」という）において、次期計画の策定に向けた議論が進められており、本稿では、その検討状況について紹介する。

2. 社会資本整備重点計画について

社会資本整備は、現在を生きる我々の安全・安心を確保し、社会経済活動の基盤となるだけでなく、将来の世代の豊かな生活や社会経済活動、我が国の競争力の基盤となるものであり、まさしく未来への投資となるものである。我が国が持続可能な発展を遂げ、現在を生きる我々や将来の世代が安全・安心に活力ある日々を送るために必要となる社会資本の整備に、ハード・ソフト両面か

ら、戦略的・計画的に取り組んでいかななくてはならない。

社会資本整備重点計画は、こうした中長期的な視点から社会資本整備に取り組むための道しるべを示しており、真に必要な社会資本の姿を明らかにするものである。かつて、道路、治水、港湾など9本の国土交通関係の公共事業関係計画が存在したが、「計画が縦割りである」、「予算配分の硬直化を招いている」等の批判を踏まえ、これらを平成15年に社会資本整備重点計画として一本化した。

社会資本整備重点計画は、平成15年以降、これまで5次にわたって策定され、戦略的・計画的な取組を進めてきており、現行計画である第5次社会資本整備重点計画については、令和3年5月に閣議決定され、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としている。

昨年4月に、現行計画の見直しについて、国土交通大臣より社会資本整備審議会及び交通政策審議会に諮問がなされ、両審議会の計画部会において議論が開始された。これまで計画部会を4回開催し（令和7年6月末時点）、次期計画策定に向けて検討を進めてきたところである。

3. 社会資本整備を取り巻く社会課題

現行計画策定後、社会資本整備を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。

まず、我が国における人口減少や少子高齢化が深刻化しており、特に、小規模都市から中規模都市へと地方都市の人口減少が加速化していきなど、地域の生活サービスの維持が困難になってきている。また、高齢者や子育て世帯等が日常的な生活関連サービスを身近なエリアで享受しつつ、高次都市機能についても享受し得る地域づくりが求められている。

また、建設から50年以上経過するインフラの割合が加速度的に増加し、老朽化が懸念される中、人口減少による地域社会の変化に即応したインフラの維持管理、撤去・集約化等が喫緊の課題となっている。加えて、本年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路損傷に起因する道路陥没事故は、改めてインフラの安全性確保の必要性を再認識させ、老朽化問題に対する国民の懸念と関心が高まっている。

さらに、若者、女性、高齢者、障害者、外国人など、多様な人々が地域社会の中で居場所を持ち、希望を持って暮らし、働き、活動できる包摂社会の実現に向けた地域づくりもますます重要になってきており、社会資本整備についても、こうした社会全体の動きに対応して支えていくことが求められている。

次に、我が国の経済は、過去30年続いたデフレ経済から成長型経済に移行し持続的に成長を続けていく転換点にある。持続的な成長型経済への移行を確実なものとしていくため、生産性向上を支える強靱かつ効率的な物流・交通ネットワーク整備等を着実に進めるとともに、インフラ分野の新しい技術の社会実装を進め、経済社会活動に変革をもたらすサービスの導入を促すことも必要である。一方で、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化し、加えて、首都直下地震、南海

トラフ地震などの巨大地震も切迫している。

令和6年能登半島地震等の災害から得られた教訓も踏まえつつ、土地利用を含むハード・ソフト一体となった事前の防災・減災対策により、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害や切迫する巨大地震等から国民の生命・財産と経済活動の基盤を守り、経済社会活動の持続性を確保しなければならない。

また、地球温暖化による気候変動や生態系への影響等に関する世界的な潮流の高まりに対応し、国際社会の一員として、しっかり対応していくことも必要である。

多くの市区町村で、技術系職員の不足が深刻化しており、建設業・運輸業においても、就業者数の減少と高齢化、そして産業間の人材獲得競争の激化などにより、インフラや地域の防災を支える担い手確保も喫緊の課題である。併せて、急速に進歩しつつあるAIや自動化技術、遠隔化技術等の新技術・デジタル技術を積極的に活用し、利便性の高い社会資本整備や社会資本整備における生産性の向上につなげていくことも必要である。

4. 次期計画における重点目標案について

3.で解説した社会課題の解決に向けて、次期計画では、重点目標を4つ設定することとしている(図-1)。

・重点目標 I

『活力のある持続可能な地域社会の形成』

人口減少・少子高齢化が進む中、誰もが安全・安心で豊かな生活を送り、一人ひとりの可能性を最大限発揮できる場が確保され、域内経済の好循環と「域外から稼ぐ」力の向上が図られるよう、生活に必要な機能の身近なエリアにおける集積と広域連携の基盤整備を、地域の将来像に即したインフラストックの形成と一体的に進める。また、多様な地域資源の活用と豊かで快適な生活環境づくりを進める。

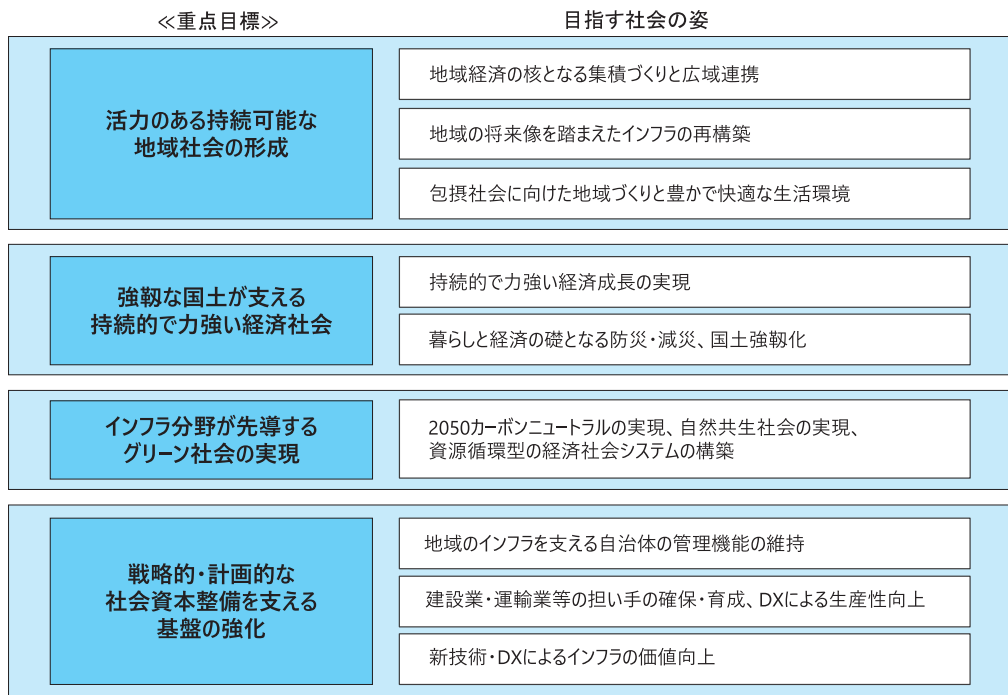


図-1 次期社会資本整備重点計画の重点目標案

・重点目標Ⅱ

「強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会」

強靱で効率的な物流・交通ネットワークの構築、地域の産業立地に合わせた機動的な周辺社会資本整備、都市の国際競争力を高める基盤整備等を通じて生産性向上と経済の高付加価値化を促進し、成長型経済への移行を実現する。また気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害や切迫する巨大地震等のリスクから国民の生命・財産と経済活動の基盤を守り、経済社会活動の持続性を確保するため、ハード・ソフト一体の防災・減災、国土強靱化対策を、平時からあらゆる関係者の連携の下で進める。

・重点目標Ⅲ

「インフラ分野が先導するグリーン社会の実現」

グリーン社会の実現に向けて、国民生活や経済活動の脱炭素化に資する社会資本整備を進めるとともに、社会資本整備やまちづくり等に自然資本を取り入れる「グリーンインフラ」の実装、インフラ分野の資源循環に係る取組を加速化する。

・重点目標Ⅳ

「戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化」

広域連携や官民連携等により地方公共団体のインフラ管理機能を維持するとともに、建設業や運輸業等の担い手の確保・育成に向けた処遇の改善や働き方改革、DXによる生産性の向上等を進める。また、インフラ分野においても急速な進歩を遂げているAIやドローン等の技術やIoT機器等を通じ集積した大量のデータを最大限活用して、社会のさまざまな課題解決ニーズに対応したインフラの価値の向上を進めていく。

5. 次期計画の主な構成案について

本年6月に開催された第54回社会資本整備審議会計画部会では、次期計画の主な構成案が示された(図-2)。

現行計画と同じ4章構成となっており、第1章では、現行計画策定以降の社会資本整備を取り巻く社会経済情勢の変化について、第2章では、第1章の社会経済情勢の変化を受けて、対応すべき社会課題と「目指す社会の姿」、そして、それに対応した4つの「重点目標」等の中長期を見据えた社会資本整備の方向性について示すとされてい



図-2 次期社会資本整備重点計画の主な構成

る。

また、第3章では、第2章で設定した重点目標ごとに重点的に取り組む具体的な事業・施策（重点施策）を示し、加えて、重点施策の進捗状況を測るために設定した「指標」、そのうち、政策パッケージの全体的な進捗を示す代表的指標として設定した「KPI」についても併せて示すとされた。最後に、第4章では、地方ブロックの社会資本整備重点計画の策定や計画のフォローアップについて示す方向で検討が進められている。

6. 新たなマネジメント方針について

次期計画においては、前述した4つの重点目標を効率的・効果的に達成するための横断的な工夫・方法として、

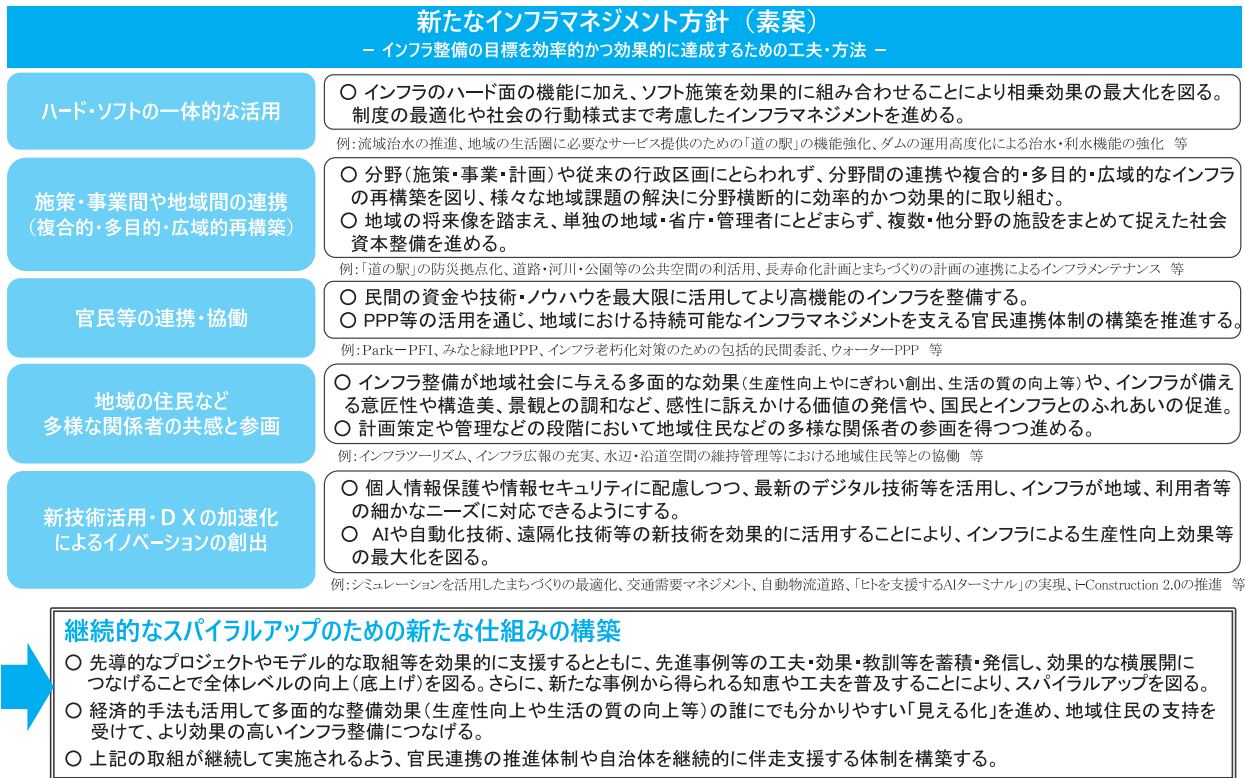
- ・ハード・ソフトの一体的な活用
- ・施策・事業間や地域間の連携
- ・官民等の連携・協働

- ・地域の住民など多様な関係者の参画
- ・新技術活用・DXの加速化によるイノベーションの創出

といった5つの要素からなる「新たなインフラマネジメント方針」も掲げている。

併せて、インフラの整備・維持管理の大半を全国の地方公共団体が担っていることを踏まえ、地方公共団体をはじめとしたインフラ関係者における取組を着実に進めていくという観点から、継続的なスパイラルアップを目指していくための新たな仕組みを構築していく必要性も掲げている（図-3）。

具体的な内容は今後検討していくが、先進事例の工夫・効果・教訓などが共有・発信されて、効果的な横展開につながり、全国の地方公共団体等における取組の底上げを図っていくということ、また、経済的手法も活用して多面的な整備効果を分かりやすく「見える化」し、より効果の高い社会資本整備につなげていくということ、さらに、地方公共団体などの取組を促す観点から、官民連



図－3 新たなインフラマネジメント方針について

携の推進体制や地方公共団体を継続的に伴走支援する体制も構築していくこと、このような方向性が重要であると考えている。

加えて、巨大地震をはじめとする自然災害への備え等、インフラが向き合う困難な課題の解決に当たっては、社会全体、国民一人ひとりの関心や理解が向けられることが重要になるので、国民一人ひとりの理解の醸成に向けた取組も重要である。

7. 持続可能で質の高い社会資本整備を担保する措置について

4つの重点目標と「新たなインフラマネジメント方針」に加えて、次期計画におけるもう一つの重要なテーマとして、持続可能で質の高い社会資本整備を担保する措置についても掲げている。

気候変動による災害の激甚化・頻発化、インフラ老朽化のさらなる進行等の中で、社会資本が持

来にわたって機能を発揮していけるようにするためには、DXや人材育成などの投資を行う建設業等の民間事業者の予見可能性も確保しつつ、近年の資材価格や労務費等の動向も考慮した、安定的・持続的な公共投資を推進していくことが不可欠である。

公共投資が効率的に質の高い社会資本の整備につながるよう、社会資本の多様な効果や事業リスクの考慮等、公共事業の評価手法の改善に継続して取り組んでいくことも重要である。

8. おわりに

次期計画が、国だけでなく、地方公共団体や民間企業者の方々をはじめ、幅広い関係者にとって羅針盤と呼ぶにふさわしい計画となるよう、引き続き議論を深めていきたい。